

○本邦外貨債の減紛失等証券取扱に関する 実施要領について

(昭和28年10月7日 蔵理第21559号)
(大蔵省理財局長から 日本銀行国債
局長あて)

昭和28年9月9日国債第461号をもつて照会のあつた標記のことについては、申出のとおり実施して差し支えない。

なお減債基金以外の別途資金をもつて、減紛失等証券を買入銷却する場合には別に指示のない限り政府預金受払特別取扱手続（昭和28年8月28日蔵理第19648号の2）第6条の規定により東京銀行に預入の予備資金を繰替使用するものとする。

(補注：アンダーライン部分は、昭和28.12.26蔵理第25540号（昭和28.12.21国債第612号関連）により改正（ただし英貨債については従来どおり。）。)